

《中古車の「支払総額」に含めることができる「諸費用」の考え方》

①支払総額

=

②現金価格
(車両価格)

+

③諸費用

■中古車の販売価格は、「①支払総額」か「②現金価格（車両価格）」のいずれかを表示

- ①支払総額 … 「②現金価格（車両価格）」に、当該中古車を購入する際に最低限必要な「③諸費用（一定の諸費用）」を加えた価格
- ②現金価格（車両価格） … 店頭において、車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金販売価格（保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用は含まない）
- ③諸費用 … 「保険料」、「税金」、「登録等に伴う費用」

1. 「支払総額」に含めることができる「諸費用」

現金価格（車両価格）とは別に、「諸費用」として請求できる費用は、以下の「保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用」に限られます。

1) 保険料	◇自賠償保険料（未経過相当額含む）
2) 税金	①自動車重量税 ②自動車税種別割（未経過相当額含む） ③自動車税環境性能割 ④車庫証明、検査登録等の法定費用 ⑤リサイクル預託金相当額（現金価格に含まない場合）
3) 登録等に伴う費用	①検査登録手続代行費用 →車両の検査・登録業務の代行費用 ②車庫証明手続代行費用 →購入者の車庫証明を取る業務の代行費用

購入者が行うべき手続きを、購入者の依頼に基づき販売店が代行する場合に発生する費用

■「諸費用」としては適切ですが、「支払総額」を表示する際には含めないもの

以下は「諸費用」としては適切ですが、購入者により要否が異なるため、「支払総額」を表示する際は、含めずに表示してください

- ①納車費用（店頭納車の場合は請求できません）
→購入者の指定する場所まで配送する業務の費用
- ②下取手続代行費用
→信販会社または他の販売店の所有権留保車両を下取る際の所有権留保の解除費用

●「登録等に伴う費用」については、商談の際に、

- ▶ 諸手続きを販売店が代行するために発生する費用である旨
- ▶ 購入者自身が諸手続きを行うことも出来る旨

などを説明し、その費用について、あらかじめ購入者の了解を得た上で請求する必要がありますが、自販連及び中販連作成の資料において示されています。

※次頁下部「参考：諸費用（代行費用）算定の考え方」参照

2. 「諸費用」として不適切なもの（「現金価格（車両価格）」に含まれるべき費用）

以下のような、販売の準備行為や車両の商品化のための作業の費用等は、現金価格（車両価格）に含める必要があります。（別途請求することはできません。）	
1) 販売店が自動車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用	①納車前の車内清掃 ②洗車、クリーニング ③ワックスがけ 等 ⇒例：「納車準備費用等」
2) 納車前に最低限必要な点検・軽整備の費用や、実施が販売条件である軽整備等の費用	①納車前の点検 ②オイル交換、バッテリー交換等の軽整備 等 ⇒例：「納車点検費用等」 「納車整備費用等」
3) その他、本来販売する自動車の現金価格（車両価格）に含まれるべき性質のもの	①利益、販売手数料 ②オークション陸送費 ③広告掲載料 等



【！！注意！！】

- 上記の費用を現金価格（車両価格）に含めず、別途請求した場合、「表示した販売価格で購入できるかのように誤認させる不当表示」に該当します。
- 上記の費用の他、定期点検整備の実施や、保証、オプション等の購入が車両購入の条件である場合、これに要する費用は、現金価格（車両価格）に含めて表示することが必要です。

当協議会では、中古車の不当な価格表示（安価な販売価格を表示し、整備や保証、オプション等の購入を強制（表示価格では購入できない）を行った事業者に対し、規約違反として「警告」の措置を採るとともに、不適切な販売対応について改善指導を行いました。

https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20210423.pdf

<参考：諸費用（代行費用）算定の考え方>

昭和52年12月27日付
通商産業省自動車課長通達 抜粋

登録、納車など自動車の販売に伴って行う業務であって、販売価格ではカバーされていない費用の徴収については、法定費用および人件費、交通費等で、当該業務の実施に必要とする直接経費（検査登録申請書類、車庫証明申請書の作成費除く）に限ることとし、その額は各社の実態に即して合理的に算定されたものとする